

第23回鹿島市農業委員会定例総会議事録

1、開催日時 令和6年3月6日(水)午後1時30分～午後4時00分

2、開催場所 鹿島新世紀センター2階会議室

3、出席委員 11名(明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 1名(明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 3番 針尾 忍 委員 4番 馬場 英喜 委員

②第2 報告第54号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第110号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転等許可申請承認について

議案第111号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

議案第112号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第113号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第114号 令和5年度第5回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

報告第55号 農地等形状変更届出について

報告第56号 農地法第4条適用除外の証明願いについて

6、農業委員会事務局職員

役職	氏名	役職	氏名
事務局長	高本 将行	局長補佐	峰松 正典
主査	田中 莊子	書記	藤家 駿介

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	下村 和幸	○	7	木下 英春	○
2	中牟田 安彦	○	8	大町 朝子	×
3	針尾 忍	○	9	三原 一義	○
4	馬場 英喜	○	10	藤家 豊次郎	○
5	山本 桂子	○	11	中村 博之	○
6	小笠原 初男	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
中尾・上古枝・竹ノ木庭・平仁田	小池 了
伏原・下浅浦・中浅浦・上浅浦・大木庭	楠田 賢治
東三河内・西三河内・中川内・早ノ瀬・大野・広平	野中 重人

7. 会議の概要

事務局	皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今より第 23 回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。 総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番下村委員から12番織田委員まで点呼をし、大町委員を除く全員の出席を確認。)本日の出席は11 名であります。定足数に達しております。 次に議事録署名人の指名を致します。3 番針尾委員と 4 番馬場委員にお願い致します。 審議に入ります前に、議事進行について4点ほど注意を致します。 1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願い致します。 2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止と致します。 3点目です。市役所の敷地内はごく一部の指定された区域を除いて禁煙となっております。審議の進捗状況を見ながら議長の判断によりまして、休憩時間を取り入れていきますのでご協力をお願い致します。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。 4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案がありましたら、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意ください。以上の4点でございます、自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願いします。では、慣例によりまして会長に議長をお願いします。
議長	皆さんこんにちは。本日は最適化推進委員さんもお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。冒頭鹿島ファームさんのご案内をしたところでございますが、やはり荒廃園対策について市議会との意見交換会でも目標値を設定すべきという話が出ていました。 先ほど局長から会計検査の話もございましたが、実は会計検査が農業委員会に入ったのは久しぶりでして、全体的に会計検査が入っているかと思えます。一つは、活動日誌の提出がバラバラ、それから活動の状況と交付金がマッチしているのかについてを見られているようです。皆様方の総会、研修会、日常の農地パトロールなどどうしているかということで問い合わせもあっております。これから研修会も開催して、推進委員さんと一体になって活動していく必要があります。 それから、地域計画をそれぞれの地区でお願いするようにしております。スケジュールを、来年の 3 月までには仕上げていくということにしております。これに関して、今現在相対での貸し借りを行なっていますが、地域計画を立案すると中間管理機構を通さなければならなくなるという話で、貸し借りに対して 1%の手数料を公社が貰うという案が理事会の方で可決されました。今の所、作る人たちもタダでもいいなど言われている中にそういう話なので、一度皆様方の意見をお聞きますので、その際に発言をお願いします。 ちょうど昨日は、暦の上では啓蟄でして、簡単に言うとカエルが土から目覚めていよいよ春だということです。今日の佐賀新聞に載っておりましたが、減反も行われており、毎年 10 万トンずつ食べる人がいないという話です。ただし、米が足りなくなっているという話もお聞きしましたので、もしかしたら価格も高くなるのではないかと考えております。果樹は、いよいよにじゅうまるが発売されました。昨日唐津の直売所に立ち寄ったところ 1 個 1700 円で驚きましたが、味もいいと思いますので、期待しております。 それではお手元の資料に沿って進めていきます。報告 54 号、解約報告についてお願い

	します。
事務局	議案説明資料1ページから2ページまでをご覧ください。 報告第54号農地法第18条第6項の規定による解約報告について、説明します。 今回の解約件数は、記載のとおり10件となります。 筆数は、18筆、合計面積は、25,270.5 平米となっています。 登記地目および現況地目は、田が 16 筆、畑が 2 筆となっています。 解約事由は、すべて双方合意によるもので、 あっせんのためが、1 件 借人からの申し出が、6 件 借人の変更が、1 件 農地法第3条申請のためが、2 件 となっています。 1ページをご覧ください。 解約事由別に、詳しく説明しますと、 あっせんのためであります1番は、このあとの議案第 113 号の集積計画に計上しています。 借人からの申し出であります2番から7番を詳しく説明しますと 2番は、獣害と排水不良の農地で、新たな耕作者が見つからず、当面、双方で管理するとのことです。 3番と4番は、借人が高齢であり返還したいとのことで、現在新たな耕作者を探しているとのことです。 5番は、所有者が、耕作することになっています。 6番は、解約後、全筆(8筆)で耕作者が決まる予定となっています。 7番は、借人の体調不良で返還したい。現在、担当の推進委員に依頼している。とのことです。 「借人の変更」であります8番は、新たな耕作者が、決まっています。 「農地法第3条申請のため」であります9番と10番は、この後の議案第112号で計上しています。 報告第54号の説明は、以上です。
議長	解約報告をいたしました、それぞれの担当者に連絡あっているかと思います。説明の通りで進めて行こうと思いますが、何かございますか？
4 番委員	3 番と 4 番についてですが、いずれも伏原区の農地でございまして、解約理由は先ほど事務局からありましたように●●さんがご高齢で難しいということで、解約をされております。 先般●●さんと●●さんの方に確認したところ、●●さんは運送業、●●さんは内装業を営んでおられ、自作は不可能ということで相談を受けたところでございます。今後伏原の生産組合長さんたちと協議をしながら、新たな作り手さんを見つけていきたいと思っております。
議長	よろしくお願いします。 他にございますか？なければお手元の資料通り進めていきます。ありがとうございました。 続いて 110 号についてお願いします。
事務局	議案第110号について説明します。 議案説明資料3ページをご覧ください。 1番について、説明します。 位置図1ページ、 本支配布の資料1ページをご覧ください。 土地の所在は、

	大字●● 字●● ●●●番●と ●●●番●の2筆でございます。 登記地目及び現況地目は、畑となっています。 面積は、合計で407 平米です。 譲受人は、●●●の●●●●さん42歳の方で 譲渡人は、●●●の●●●●さん72歳の方 下浅浦区の●●●●さん79歳の方です。 転用の目的は、駐車場・家庭菜園となっています。 施設の概要は、駐車場1棟 57 平米 家庭菜園 31.5 平米 通路その他 318.5 平米となります。 農地区分は、2種農地です。 周囲の状況ですが、東は畑、西は道路、南は畑、北は宅地・畑となっています。 関係機関との協議はありで、その条件はありません。
議長	現地確認の報告をお願いします。
4 番委員	本日配布の図面をご覧ください。申請地は、●●●を●●●へ進む途中を、●●●●に通じる●●●●に左折して、そこから 100 メートルほど進んだ左側に申請地がございます。周囲の状況については事務局の説明の通りです。●●●●が申請の手続きを代行されたところですが、今回申請の譲受人である●●●さんは鉄工所を営んでおられまして、申請地の北側にある●●●さんという方の家がございますが、以前●●●さんが購入されたところでございます、現状●●●さんに貸しておられますが、近々●●●さんが転出されることに伴い、●●●さんが住まれる予定だそうです。 それにあたって駐車スペースが必要とのことで、●●●さん、●●●さん所有の農地2筆を取得し、当該農地を整地して、県道に近い方に車が3台入るガレージを建て、内側の方は家庭菜園として利用したいとのことです。 現地については、2筆とも特段作付けはされておらず、概ね良好に管理されております。敷地内の境界には人間の頭ほどの大きさの石が並べられています。本日配布の資料右側をご覧くださいますと、車の乗り入れ口とのことで示してありますが、ここを敷地への侵入路へとするために、県道から転用敷地までを 3 メートル四方の鉄筋コンクリートで覆い被せる計画だそうです。そのためアスファルトから敷地までの間にある道路の法面と、大体幅 40 センチくらいの 3 面張り水路を被る形になりますので、公有水面の占用申請及び道路占用申請は済んでおられます。 敷地の周辺はコンクリートブロックを 2、3 段積んで、周りを囲む形にして、敷地内はガレージを建てる部分をコンクリートで固め、その周辺は浸透性と耐久性のある土で整地をして、家庭菜園の箇所は現状の土をそのまま利用する計画とのことです。 また、家と今回の申請地は最大で 35 センチほどの段差があるということで、申請地が低くなっておるので、盛り土を行いフラットにするとのことです。排水ですが、地下浸透に頼ることですが、大雨などの際には県道沿いの水路に流すとのことです。本件につきまして、地元の区長さん生産組合長さんと協議を行いましたところ、特段問題ないと思います。以上です。
議長	楠田さん、何かございますか？
楠田推進委員	特段ございません。
議長	何か皆さん方からございますか？ 特段なければ採決を取ります。賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。続いて 111 号についてお願いします。
事務局	議案第111号について説明します。 議案説明資料4ページをご覧ください。

	位置図2ページ 本日配布の資料2ページをご覧ください。 土地の所在は、 大字●●字●● ●●●番●の1筆でございます。 登記地目、現況地目は、ともに田となっています。 面積は、1,334 平米です。 申請人は、●●●の●●●●●さん89歳の方です。 転用の目的は、植林となっています。 施設の概要は、クヌギ 1,334 平米となります。 農地区分は、2種農地です。 周囲の状況ですが、 東は河川、西は山林、南は田・保安林、北は原野・保安林となっています。 関係機関との協議はありで、その条件はありません。 現地は、植林されていますので追認案件となっています。 1番の説明は以上となります。
議長	現地報告をお願いします。
4 番委員	場所ですが、●●●●を●●方面に左折して進んでいきますと、●●の集落が見えてまいります。その北側に●●という小さな橋がございますが、そこから 100 メートル北西の方に申請地がございます。ここは昨年11月の総会で、農振法13条に基づく農振除外の審議を行った案件でございます。 周囲の状況については事務局の説明の通りです。当該地は、以前は田として耕作をされていましたが、山に面しており水の便が悪いのに加えて、猪などの被害に見舞われることから田としての維持が困難とのことで、山に戻したいということでございます。 先ほど事務局からありましたように、クヌギが100本ほど植えられており、かなりの年数が経つかと思います。本件について地元の区長さん、生産組合長さんと協議をしまいたところ、特に問題はないとの確認が取れています。以上です。
議長	ありがとうございました。野中さん、何かございますか？
野中推進委員	特にありません。
議長	今説明があった通り、かなり木も大きくなっているということで、追認案件ですが皆さんから何かございますか？ なければ採決を取ります。賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。議案 112 号についてお願いします。
事務局	議案第112号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」説明します。 議案説明資料5ページをご覧ください。 1番と2番は、相互交換の案件ですので、一括して説明します。 位置図は3ページと4ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●字●● ●●●●番●と 字●● ●●●●番●でございます。 登記地目及び現況地目は、双方ともに田となっています。 登記面積は、●●●が 1,192 平米 ●●●が 1,200 平米となっています。 ●●●は、●●●の●●●●●さん72歳から●●●の●●●●●さん55歳へ、 ●●●は、●●●の●●●●●さん55歳から●●●の●●●●●さん72歳へ 相互交換するものです。 譲受理由及び譲渡理由は、農地の相互交換となっています。 譲受人の通作距離は、●●●が、●●●さん宅から 1,000m

	●●●が、●●さん宅から 100mとなっています。 1番及び2番の説明は、以上です。
議長	この案件については、現地報告私の担当ですので説明します。今説明がありましたように、面積的にもほぼ似通っています。説明しました 2 番の方は●●さんの家の近くで、逆にもう一つの方は●●さんの近くですので、相互交換をしたいとのことで確認しております。 特段私の方ではございませんが、皆さんから何かございますか？ なければ採決を取ります。賛成の方。(全員賛成)ありがとうございました。それでは 3 番についてお願いします。
事務局	3番について、説明します。 位置図5ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●● 字●● ●●●番●の一筆でございます。 登記地目及び現況地目は、ともに畑となっています。 登記面積は、453 平米となっています。 譲受人は、●●●の●●●●●さん81歳の方で、 譲渡人は、●●●の●●●●●さんです。 譲受理由は、小作地の売買で 譲渡理由は、農業の廃止となっています。 譲受人の通作距離は、3km となっています。 3番の説明は、以上です。
議長	馬場委員、現地報告をお願いします。
4 番委員	場所でございますが、●●●を●●方面に向かう途中の、●●●にあります●●●●の 手前から左折して、●●の方に登る道を 150 メートルほど進んだ左側に申請地がございます。 譲受並びに譲渡の理由、及び通作距離については事務局の説明の通りです。当該地は、双方の間で利用権設定がなされていたために、冒頭18条の規定による解約報告がなされました。現地は梅の木が 5 本植えられておりまして、受け人の●●さんは、引き続き梅の栽培を行いたいとの意向です。 現地を確認したところ、良好に管理されており特段問題ないかと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。野中さん、何かございますか？
野中推進員	特段ございません。
議長	年齢的なものもありますが、そのまま維持管理をしたいとのことですが、皆さんから何かございますか？なければ採決を取ります、賛成の方。(全員賛成) ありがとうございました。続いて113号についてお願いします。
事務局	議案第113号 について、説明します。 議案説明資料は、7ページから17ページまでとなります。 この案件は、1議案で65件ございます。 17ページをご覧ください。 61番から65番までの5件は、あっせんによる所有権移転です。61番と62番は、今総会後に、売り手から佐賀県農業公社に移ることになります。その時期は、3月12日の予定です。 63番から65番までの3件は、今総会後に、佐賀県農業公社から買い手に移ることになります。その時期は、3月12日の予定です。 13ページから16ページをご覧ください。 50番から60番までの11件は、農地中間管理機構と貸借となる案件です。59番と60番は、先月の総会で保留案件となったものです。 その後の経過を説明しますと、所有者の●●さんの娘婿が担当の小笠原委員に再度相談しました。しかし、別の耕作者を探すことができず、やむを得ず前回と同じ議案の上程と

	なっています。 11件のうち、新規が4件、更新7件となります。契約期間は、新規の4件は、すべて5年で更新の7件は、5年が5件、7年7ヶ月が2件となっています。 権利の種類は、賃貸借が10件、使用貸借が1件となっています。 6ページから12ページをご覧ください。 1番から49番までの49件は、利用権が設定される案件です。49件のうち、新規が17件、更新が32件となっています。また、賃貸借権の設定が41件、使用貸借権の設定が8件となっています。 賃貸借権の設定41件のうち、現金扱いが16件、物納扱いが25件、となっています。 契約期間については、49件 のうち、10年が29件、6年が1件、5年が18件、3年が1件となっています。 12ページをご覧ください。49番については、先月の総会で保留となった案件です。先月の議案では、保全による賃貸借でありましたが、野菜の栽培をされるということです。 議案第113号についての説明は、以上となります。
議長	今月集積計画多いですが、それぞれの担当へのお話と、推進委員さんにもお願いをしておりますので問題ないかと思いますが、何かございますか？よろしいですか？ なければ採決を取ります。(山本委員退席)賛成の方。(山本委員を除き全員賛成) ありがとうございました。それでは114号についてお願いします。
事務局	議案第114号令和5年度第5回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、説明します。 議案説明資料は、18ページから25ページをご覧ください。 非農地判断について少し説明します。 これまで農地パトロールで遊休農地と確認して、それ以降も耕作できる状況にない農地を対象に、総会議案で「非農地と判断」します。 議決後は、その旨を、所有者、法務局、県農業経営課、税務課、農林水産課 に通知します。 このことで、当該地は、行政上農地として取り扱われなくなります。 ただし、登記地目は、所有者が登記申請して変更することになります。 今回、非農地判断をお願いするのは、1番から106番までの106件で、合計面積が、141,230平米となります。 市内全体で、約750ヘクタールの遊休農地がありますが、その中から大字山浦地区を中心に 現況地目が、「純山林」を 調査結果が、「無断転用」又は「第1号遊休農地(黄)」を 農振地域は、「白地」となる農業振興地域外を 対象に抽出しています。 このあと、該当地の航空写真を映写しますので、みなさまには非農地の判断をお願いします。
2 番委員	これは本人が手続きをしないと、そのまま農地になるのですよね？税金についてはどうなるのですか？
事務局	税務課は現場の確認を行い、山林として課税されています。 登記は基本的に本人申請になります。
2 番委員	これだけ量が多ければ、何か効率的に登記するし手段がないですかね？例えば法務局から臨時的に来てもらうなど。鹿島の方が武雄に行くのは不便です。
事務局	法務局自体、あの中に全ての情報や、権利書の機械がありますので、出先で受け付けるのはなかなか難しいかとは思っております。全ての登記情報を照合しながら進める必要がありますので。

議長	出張は難しいですが、まとめて登記する手段があるのかについては確認してみましょう。
事務局	そうですね。それでは説明に移ります。(航空写真を用いて説明)
議長	特段なければ採決を取ります。 今後もこのようにしていくらかは整理を行っていきます。いよいよ、山に戻す運動をしないといけないかと思います。 賛成の方。(全員賛成)ありがとうございました。報告55号についてお願いします。
事務局	報告第55号農地等形状変更届出について説明いたします。 議案説明資料は、26ページ 位置図は、6ページをご覧ください。 1番について説明します。 土地の所在は、大字●●字●● ●●●●番●の1筆であります。 登記地目及び現況地目は、ともに畑で、 面積は、304平米となっています。 届出人は、●●●の●●●●●さんです。 形状変更事由は、 「急傾斜で耕作不便のため、切土を行なって傾斜を緩和する。」とのことです。 変更後の利用目的は、 「野菜やみかんを栽培する予定。」となっています。 周囲の状況ですが、 東は道路、西は畑、南も畑、北も畑となっています。 申請地は、農振農用地(青地)となっております。 地元協議はありで、条件なしとなっています。 1番の説明は以上となります。
議長	三原委員、現地報告をお願いします。
9 番委員	地図の左の方に●●●があります。その途中から山に登った場所になりまして、申請地の上方は●●●の所有地なのですが、その山をずっと削ってあり、申請地が孤立して残っているので、そこを掘り下げて作業できるようにしたいとのことで申請がありました。 申請地の●●●からずっと左の方に泥を削るとのことです。よろしくお願いします。
議長	ここところは●●●さんが少しずつ切り開いておられ、問題はないかと思います。皆さんから特段なければ進めさせて頂きます。 2番についてお願いします。
事務局	2番について説明します。 議案説明資料は26ページ、位置図は7ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●字●● ●●●●番●、●●●●番●の2筆であります。 登記地目及び現況地目は、2筆ともに畑で、 面積は、合計で3,679平米となっています。 届出人は、●●●の●●●●●さんです。 形状変更事由は、「急傾斜で農作業時に不便であるため、切土を行って傾斜を緩和する。」とのことです。 変更後の利用目的は、「みかんを栽培する予定。」となっています。 周囲の状況ですが、 東は畑、西も畑、南は畑と山林、北も畑となっています。 申請地は、農振農用地(青地)となっております。 地元協議はありで、条件なしとなっています。 2番の説明は以上となります。
議長	これも三原委員お願いします。
9 番委員	ここは鮎越になりまして、みかん園が急傾斜で作業しづらいため、掘り下げを行い作業し

	やすくしたいとのことで、申請がありました。
議長	ある程度作業しやすいようにとのことですが、何かございますか？ 特段なければ進めていきます。3番についてお願いします。
事務局	3番について説明します。 土地の所在は、大字●●字●● ●●●●番●の1筆であります。 登記地目及び現況地目は、ともに田で、 面積は、1,463平米となっています。 届出人は、●●●の●●●●さんです。 形状変更事由は、 「水利が悪く、水田として耕作し難いため、畑に転換して耕作したい。」とのことです。 変更後の利用目的は、 「梅の木を作付けする。」となっています。 周囲の状況ですが、 東は山林、西は河川、南は田、北は河川となっています。 申請地は、農振農用地(青地)となっております。 地元協議はありで、条件なしとなっています。 3番の説明は以上となります。
議長	中牟田委員、現地報告をお願いします。
2 番委員	ここの現場の左側は圃場整備がされていますが、ここに関しては整備されておらず、作りにくいです。右側は山ですので、猪対策で綺麗に柵も設置されていました。説明があったように水関係が少し不便とのことで、畑として利用したいとの本人の要望でした。小柳推進委員からもお願いします。
小柳推進委員	周りの方のことも考慮すると、良い変更ではないかと思います。
議長	委員さん、推進委員さんもうこういう風にしたいほうが良いと仰ってますので、特段皆様からなければ進めていきます。 報告56号についてお願いします。
事務局	報告第56号「農地法第4条適用除外の証明願いについて」、説明します。 1番を説明します。 議案説明資料は27ページ、 位置図は8ページ、 当日配布資料は3ページをご覧ください。 土地の所在は、大字●●字●● ●●●●番●の一筆となります。 地目は、畑で、 面積は、873平米のうち、60平米となります。 所有者は、●●●の●●●●さんです。 目的及び施設の概要は、農業用倉庫60平米です。 周囲の状況は、東は畑、西は畑と宅地、南は宅地と雑種地、北は畑となっています。 地元協議はありで、その条件はありません。 以上が、1番の説明となります。
議長	●●●●の建物を作る話ですが、三原委員現地報告をお願いします。
9 番委員	現地は●●●を左に入ったところになります。近くに●●●●の牛の餌場がありますが、餌場に溜まる糞尿を処理するために、堆肥舎を作りたいとのことで申請されております。
議長	今説明がありましたが、皆さんからはよろしいですか？ よろしければ進めていきます。

	この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。 令和6年4月3日 鹿島市農業委員会 会 長 ⑩ 番委員 ⑩ 番委員 ⑩ 事務局長 ⑩

